

議案第70号

## 令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、71,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54,433,766千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年9月11日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		9,407,009	45,810	9,452,819
	1 国庫負担金	6,512,811	27,227	6,540,038
	3 委託金	44,222	18,583	62,805
18 県支出金		3,847,606	5,057	3,852,663
	1 県負担金	2,454,677	607	2,455,284
	2 県補助金	1,128,923	4,450	1,133,373
21 繰入金		3,992,715	△50,638	3,942,077
	1 基金繰入金	3,912,628	△50,638	3,861,990
23 諸収入		651,269	58,533	709,802
	5 雑入	601,136	58,533	659,669
24 市債		2,916,700	12,900	2,929,600
	1 市債	2,916,700	12,900	2,929,600
歳入合計		54,362,104	71,662	54,433,766

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		22,260,131	26,012	22,286,143
	2 老人福祉費	4,780,272	2,429	4,782,701
	3 児童福祉費	7,959,596	23,583	7,983,179
4 衛生費		6,350,899	4,450	6,355,349
	1 保健衛生費	4,295,881	4,450	4,300,331
8 観光費		487,197	1,600	488,797
	1 観光費	487,197	1,600	488,797
11 教育費		3,988,646	600	3,989,246
	5 社会教育費	573,505	600	574,105
12 災害復旧費		140,936	39,000	179,936
	2 公共土木施設災害 復旧費	108,315	39,000	147,315
歳 出 合 計		54,362,104	71,662	54,433,766

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
9 土木費	3 河川費	排水施設維持事業	99,220

## 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額(千円)
障害者地域相談支援センター 運營業務委託	自 令和5年度 至 令和8年度	178,750
一般廃棄物収集運搬業務委託 (令和5年度債務負担行為)	自 令和5年度 至 令和8年度	1,094,569
郷土資料館基本計画策定業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	14,500

## 第 4 表 地方債補正

変 更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
災害復旧事業債	54,700	67,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	9,407,009	45,810	9,452,819
18 県支出金	3,847,606	5,057	3,852,663
21 繰入金	3,992,715	△50,638	3,942,077
23 諸収入	651,269	58,533	709,802
24 市債	2,916,700	12,900	2,929,600
歳入合計	54,362,104	71,662	54,433,766

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費	22,260,131	26,012	22,286,143
4 衛生費	6,350,899	4,450	6,355,349
8 観光費	487,197	1,600	488,797
11 教育費	3,988,646	600	3,989,246
12 災害復旧費	140,936	39,000	179,936
歳 出 合 計	54,362,104	71,662	54,433,766

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
19,797	607			5,608
	4,450			
				1,600
				600
26,013		12,900		87
45,810	5,057	12,900		7,895

## 2 歳 入

(款) 17 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	
17		国庫支出金	9,407,009	45,810	9,452,819
	1	国庫負担金	6,512,811	27,227	6,540,038
		1	民生費国庫負担金	6,081,127	1,214
	4	災害復旧費国庫負担金	56,695	26,013	82,708
	3	委託金	44,222	18,583	62,805
		2	民生費委託金	20,437	18,583
18		県支出金	3,847,606	5,057	3,852,663
	1	県負担金	2,454,677	607	2,455,284
		2	民生費県負担金	2,448,930	607
	2	県補助金	1,128,923	4,450	1,133,373
		3	衛生費県補助金	45,107	4,450
21		繰入金	3,992,715	△50,638	3,942,077
	1	基金繰入金	3,912,628	△50,638	3,861,990
		1	財政調整基金繰入金	3,001,109	△50,638
23		諸収入	651,269	58,533	709,802
	5	雑入	601,136	58,533	659,669
		4	民生費収入	174,394	58,533
24		市債	2,916,700	12,900	2,929,600
	1	市債	2,916,700	12,900	2,929,600
		10	災害復旧債	54,700	12,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 老人福祉費負担金	1,214	1 介護保険料低所得者国負担金
1 公共土木施設災害復旧費負担金	26,013	1 公共土木施設災害復旧事業費国負担金
1 児童福祉費委託金	18,583	1 いじめ防止対策推進実証事業国委託金
2 老人福祉費負担金	607	1 介護保険料低所得者負担金
1 保健衛生費補助金	4,450	1 太陽光発電設備等設置費補助金
1 財政調整基金繰入金	△50,638	1 財政調整基金繰入金
2 老人福祉費収入	58,533	1 介護保険特別会計繰出金精算による返納金
2 公共土木施設災害復旧債	12,900	1 都市公園災害復旧事業債

### 3 歳 出

(款) 3 民生費  
(項) 2 老人福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	22,260,131	26,012	22,286,143	20,404	5,608
	2	老人福祉費	4,780,272	2,429	4,782,701	1,821	608
	1	老人福祉推進費	4,780,272	2,429	4,782,701	国庫支出金 1,214 県支出金 607	608
	3	児童福祉費	7,959,596	23,583	7,983,179	18,583	5,000
	1	児童福祉総務費	1,364,637	23,583	1,388,220	国庫支出金 18,583	5,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	2,429	1 介護保険特別会計繰出金 2,429 (1) 低所得者保険料軽減繰出金 (2,429)
1 報酬	2,218	1 保育対策推進事業 5,000 (1) 保育士確保事業 (5,000)
2 給料	2,285	
3 職員手当等	703	2 いじめ防止対策推進事業 18,583 (1) いじめ防止対策推進事業 (18,583)
4 共済費	861	
7 報償費	1,200	
8 旅費	532	
10 需用費	669	
11 役務費	35	
12 委託料	9,900	
13 使用料及び 賃借料	180	
18 負担金、補 助及び交付 金	5,000	

(款) 4 衛生費  
 (項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	1	衛生費	6,350,899	4,450	6,355,349	4,450	
		保健衛生費	4,295,881	4,450	4,300,331	4,450	
		1 保健衛生総務費	605,806	4,450	610,256	県支出金 4,450	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	4,450	1 脱炭素社会推進事業 (1) 太陽光発電設備等設置費補助金	4,450 (4,450)

(款) 8 観光費  
(項) 1 観光費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		観光費	487,197	1,600	488,797		1,600
	1	観光費	487,197	1,600	488,797		1,600
		2 旅客誘致費	160,404	1,600	162,004		1,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1,600	1 旅客誘致宣伝事業 (1) 伊勢志摩広域観光活性化事業	1,600 (1,600)

(款) 11 教育費  
 (項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11		教育費	3,988,646	600	3,989,246		600
	5	社会教育費	573,505	600	574,105		600
		3	文化振興費	142,214	600	142,814	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	300	1 郷土資料館整備事業	600
8 旅費	233	(1) 郷土資料館整備事業	(600)
10 需用費	6		
13 使用料及び 賃借料	61		

(款) 12 災害復旧費  
 (項) 2 公共土木施設災害復旧費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
12		災害復旧費	140,936	39,000	179,936	38,913	87
	2	公共土木施設災害復旧費	108,315	39,000	147,315	38,913	87
		3 都市施設災害復旧費	3	39,000	39,003	国庫支出金 26,013 市債 12,900	87

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	39,000	1 都市施設災害復旧事業 (1) 都市公園災害復旧事業	39,000 (39,000)

## 補正予算給与費明細書

### 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	退職手当 (千円)				計 (千円)	
補正後	長 等	4		38,928	66	17,129 (4.40)		56,123	9,875	65,998	
	議 員	24	131,118			43,267 (3.30)		174,385	40,824	215,209	
	その他の 特別職	2,172	144,034					144,034	451	144,485	
	計	2,200	275,152	38,928	66	60,396		374,542	51,150	425,692	
補正前	長 等	4		38,928	66	17,129 (4.40)		56,123	9,875	65,998	
	議 員	24	131,118			43,267 (3.30)		174,385	40,824	215,209	
	その他の 特別職	2,162	143,734					143,734	451	144,185	
	計	2,190	274,852	38,928	66	60,396		374,242	51,150	425,392	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	10	300					300		300	
	計	10	300					300		300	

2 一般職

(1)総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(945) 1,012	1,524,956	3,863,966	2,493,906	7,882,828	1,508,479	9,391,307	
補 正 前	(942) 1,012	1,522,738	3,861,681	2,493,203	7,877,622	1,507,618	9,385,240	
比 較	(3) 0	2,218	2,285	703	5,206	861	6,067	

( )は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)
	補 正 後	60,929	1,641,549
	補 正 前	60,918	1,640,857
	比 較	11	692

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(61) 994		3,824,281	2,344,582	6,168,863	1,233,432	7,402,295	
補 正 前	(61) 994		3,821,996	2,343,954	6,165,950	1,232,941	7,398,891	
比 較	(0) 0		2,285	628	2,913	491	3,404	

( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)
	補 正 後	59,429	1,497,036
	補 正 前	59,418	1,496,419
	比 較	11	617

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(884) 18	1,524,956	39,685	149,324	1,713,965	275,047	1,989,012	
補 正 前	(881) 18	1,522,738	39,685	149,249	1,711,672	274,677	1,986,349	
比 較	(3) 0	2,218	0	75	2,293	370	2,663	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末手当 (千円)
	補 正 後	144,513
	補 正 前	144,438
	比 較	75

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	2,285	その他の増減分	2,285	
職員手当	628	その他の増減分	628	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
障害者地域相談支援センター運営業務委託	178,750			自 R 5 至 R 8	178,750					178,750
一般廃棄物収集運搬業務委託 (令和5年度債務負担行為)	1,094,569			自 R 5 至 R 8	1,094,569					1,094,569
郷土資料館基本計画策定業務委託	14,500			自 R 5 至 R 6	14,500					14,500

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高  
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
2 災 害 復 旧 債	補正前の額	184,870	185,701	58,100	20,388	223,413
	補正額			12,900		12,900
	計	184,870	185,701	71,000	20,388	236,313
計	補正前の額	59,664,368	60,417,418	3,364,800	5,547,652	58,234,566
	補正額			12,900		12,900
	計	59,664,368	60,417,418	3,377,700	5,547,652	58,247,466

\* 当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

議案第71号

## 令和5年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、271,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,212,565千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 支払基金交付金		3,905,885	20,796	3,926,681
	1 支払基金交付金	3,905,885	20,796	3,926,681
6 繰入金		2,754,959	2,429	2,757,388
	1 一般会計繰入金	2,328,112	2,429	2,330,541
7 繰越金		1	248,001	248,002
	1 繰越金	1	248,001	248,002
歳入合計		14,941,339	271,226	15,212,565





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 支払基金交付金	3,905,885	20,796	3,926,681
6 繰入金	2,754,959	2,429	2,757,388
7 繰越金	1	248,001	248,002
歳入合計	14,941,339	271,226	15,212,565

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金	85,188	271,226	356,414
歳出合計	14,941,339	271,226	15,212,565

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				271,226
				271,226

## 2 歳 入

(款) 3 支払基金交付金  
(項) 1 支払基金交付金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
3		支払基金交付金	3,905,885	20,796	3,926,681
	1	支払基金交付金	3,905,885	20,796	3,926,681
		1	介護給付費交付金	3,832,895	20,796
6		繰入金	2,754,959	2,429	2,757,388
	1	一般会計繰入金	2,328,112	2,429	2,330,541
		4	低所得者保険料軽減繰入金	181,458	2,429
7		繰越金	1	248,001	248,002
	1	繰越金	1	248,001	248,002
		1	繰越金	1	248,001

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分介護給付費交付金	20,796	1 過年度分介護給付費交付金
2 過年度分低所得者保険料軽減繰入金	2,429	1 過年度分低所得者保険料軽減繰入金
1 前年度繰越金	248,001	1 前年度繰越金

### 3 歳 出

(款) 6 諸支出金  
(項) 1 償還金及び還付加算金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		諸支出金	85,188	271,226	356,414		271,226
	1	償還金及び還付加算金	5,101	271,226	276,327		271,226
		2 償還金	1	271,226	271,227		271,226

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	271,226	1 国庫支出金等返還金 (1) 国庫支出金等返還金	271,226 (271,226)

令和5年度 9月補正予算の概要

(単位：千円)

**1 一般会計補正予算 (第6号)**

補正状況	
補正前の予算額	54,362,104
補正予算額	71,662
計	54,433,766

**2 一般会計補正予算編成内容**

(1) 災害復旧事業	39,000
(2) 国県補助金の決定等による新規事業	23,033
(3) 行政運営上早急に措置すべき諸経費	9,629
合計	71,662

補正内容

**(1) 災害復旧事業 39,000**

1【基盤整備課】 **都市公園災害復旧事業 39,000**

台風第7号により宮川親水公園に堆積した流木等を除去する。

**(2) 国県補助金の決定等による新規事業 23,033**

1【福祉総合支援センター】 **いじめ防止対策推進事業 18,583**

こども家庭庁の「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進事業」の取組団体として採択を受け、市長部局におけるいじめの相談窓口を設置するとともに、教育部局と連携し、いじめ解消の仕組みづくりに向けた体制を構築する。

2【環境課】 **太陽光発電設備等設置費補助金 4,450**

三重県の補助制度により、自家消費型の太陽光発電設備等の設置費用を補助する。

- ・太陽光発電 7万円/kW (上限70万円)
- ・蓄電池 蓄電池の価格の1/3

<b>(3) 行政運営上早急に措置すべき諸経費</b>		<b>9,629</b>
1【財政課】	<b>低所得者保険料軽減繰出金</b>	<b>2,429</b>
	令和4年度国県支出金等の精算に伴う介護保険特別会計繰出金。	
2【保育課】	<b>保育士確保事業</b>	<b>5,000</b>
	保育士等確保のため、新規採用する保育士等へ就労奨励金及び継続奨励金を支給する市内の民間保育所等に対し、補助金を交付する。	
	新規採用時 一人当たり上限 200 千円	
	3年間継続就労満了時 一人当たり上限 100 千円	
3【観光誘客課】	<b>伊勢志摩広域観光活性化事業</b>	<b>1,600</b>
	伊勢志摩地域の自治体や鉄道事業者等と連携し、デジタルによる地域内周遊促進を目的としたシステム構築等を行う。	
4【文化政策課】	<b>郷土資料館整備事業</b>	<b>600</b>
	郷土資料館の整備に向けた基本計画の策定委員会を開催するための経費。	
<b>(4) 歳入</b>		<b>71,662</b>
国庫支出金		45,810
県支出金		5,057
繰入金		▲50,638
諸収入		58,533
市債		12,900
<b>(5) 繰越明許費</b>		
(追加)		
排水施設維持事業		99,220
<b>(6) 債務負担行為の補正</b>		
(追加)		
障害者地域相談支援センター運營業務委託	R5～R8	178,750
一般廃棄物収集運搬業務委託（令和5年度債務負担行為）		
	R5～R8	1,094,569
郷土資料館基本計画策定業務委託	R5～R6	14,500

### 3 介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	14,941,339
補正予算額	271,226
計	15,212,565

令和4年度国県支出金等の精算に伴う返還金。

議案第 72 号

伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正  
について

伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

### 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「次」を「次の各号」に、「第4条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「定めるもの」を「定めるもの 第4条から前条までの規定」に改め、同条第2号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項」を「又は第5条第1項」に、「除く。）」を「除く。） 第4条及び第5条の規定」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第6条及び前条の規定

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説 明)

これは、伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を適用する手続等の範囲を拡大するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略 (電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</p>	<p>第1条～第3条 略 (電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</p>

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当

該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。  
(電磁的記録による縦覧等)

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。  
(電磁的記録による作成等)

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われた

該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。  
(電磁的記録による縦覧等)

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。  
(電磁的記録による作成等)

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われた

ものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

第4条から前条までの規定

- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第4条及び第5条の規定

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第6条及び前条の規定

第9条～第12条 略

ものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

第9条～第12条 略

議案第 73 号

伊勢市附属機関条例の一部改正について

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市造船資料保存調査委員の項の次に次のように加える。

伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	郷土資料館の設置に関する基本構想及び基本計画の策定に関する事項についての調査審議に関すること。	10人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
-------------------	-------------------------------------------------	-------	------------------------------------	-----------------------------

別表第1市長の部伊勢市人・農地プラン検討委員会の項中「伊勢市人・農地プラン検討委員会」を「伊勢市地域計画検討委員会」に、「今後の」を「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画及び今後の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に伊勢市人・農地プラン検討委員会の委員等（以下「旧委員等」という。）、臨時委員等又は専門委員等である者は、この条例の施行の日、この条例による改正後の伊勢市附属機関条例第

5条各項の規定により伊勢市地域計画検討委員会の委員等、臨時委員等又は専門委員等として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、同条例別表第1の規定にかかわらず、同日における旧委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(説 明)

これは、附属機関を新たに設置し、並びに附属機関の名称及び所掌事務を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後						改正前					
第1条 略 (設置)						第1条 略 (設置)					
第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の 附属機関として、同表の第2欄に掲げる附 属機関を置く。						第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市 長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は 公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の 附属機関として、同表の第2欄に掲げる附 属機関を置く。					
2 略 (所掌事務)						2 略 (所掌事務)					
第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第 1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げると おりとする。 (組織)						第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第 1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げると おりとする。 (組織)					
第4条 附属機関の委員その他の構成員(以 下「委員等」という。)の定数は、別表第 1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げると おりとする。						第4条 附属機関の委員その他の構成員(以 下「委員等」という。)の定数は、別表第 1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げると おりとする。					
2・3 略 (委員等の任命)						2・3 略 (委員等の任命)					
第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表 第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行 機関等が委嘱し、又は任命する。						第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表 第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行 機関等が委嘱し、又は任命する。					
2 臨時委員等は、当該特別の事項に関し知 識経験を有する者のうちから、執行機関 等が委嘱し、又は任命する。						2 臨時委員等は、当該特別の事項に関し知 識経験を有する者のうちから、執行機関 等が委嘱し、又は任命する。					
3 専門委員等は、当該専門の事項に関し知 識経験を有する者のうちから、執行機関 等が委嘱し、又は任命する。 (委員等の任期等)						3 専門委員等は、当該専門の事項に関し知 識経験を有する者のうちから、執行機関 等が委嘱し、又は任命する。 (委員等の任期等)					
第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又 は別表第2の第5欄に掲げるとおりとす る。ただし、補欠の委員等の任期は、前 任者の残任期間とする。						第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又 は別表第2の第5欄に掲げるとおりとす る。ただし、補欠の委員等の任期は、前 任者の残任期間とする。					
2~4 略						2~4 略					
第7条~第9条 略						第7条~第9条 略					
別表第1(第2条―第6条関係)						別表第1(第2条―第6条関係)					
執 行 機 関	附 属 機 関	所 掌 事 務	定 数	構 成	任 期	執 行 機 関	附 属 機 関	所 掌 事 務	定 数	構 成	任 期

等					
市長	スマート シティ伊勢 推進構 想策定 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 行政改 革推進 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 まち・ ひと・ しごと 創生会 議	略	略	略	略
	伊勢志 摩定住 自立圏 共生ビ ジョン 懇談会	略	略	略	略
	名勝二 見浦保 存管理 計画運 営委員 会	略	略	略	略
	旧賓日 館保存 整備委 員会	略	略	略	略
	旧賓日 館保存 活用計 画策定 委員会	略	略	略	略
	伊勢う どん調 査研究 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 造船資 料保存 調査委	略	略	略	略

等					
市長	スマート シティ伊勢 推進構 想策定 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 行政改 革推進 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 まち・ ひと・ しごと 創生会 議	略	略	略	略
	伊勢志 摩定住 自立圏 共生ビ ジョン 懇談会	略	略	略	略
	名勝二 見浦保 存管理 計画運 営委員 会	略	略	略	略
	旧賓日 館保存 整備委 員会	略	略	略	略
	旧賓日 館保存 活用計 画策定 委員会	略	略	略	略
	伊勢う どん調 査研究 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 造船資 料保存 調査委	略	略	略	略

員				
伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	郷土資料館の設置に関する基本構想及び基本計画の策定に関する事項についての調査審議に関すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命され、また日頃から調査審議が終了した日まで
伊勢市美術展覧会運営委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会審査委員会	略	略	略	略
伊勢市市民公益活動促進委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭実行委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭選考委員会	略	略	略	略
伊勢市予防接種健康被害調査委員会	略	略	略	略

員				
伊勢市美術展覧会運営委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会審査委員会	略	略	略	略
伊勢市市民公益活動促進委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭実行委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭選考委員会	略	略	略	略
伊勢市予防接種健康被害調査委員会	略	略	略	略

伊勢市 ケアプ ラン点 検委員 会	略	略	略	略
伊勢市 高齢者 虐待防 止対策 委員会	略	略	略	略
伊勢市 地域福 祉計画 推進委 員会	略	略	略	略
伊勢市 災害義 援金配 分委員 会	略	略	略	略
伊勢市 老人ホ ーム入 所判定 委員会	略	略	略	略
伊勢市 避難行 動要支 援者避 難支援 対策会 議	略	略	略	略
伊勢市 新産業 創出支 援事業 審査委 員会	略	略	略	略
伊勢市 創業・ 移転促 進事業 審査委 員会	略	略	略	略
伊勢市 農村振				

伊勢市 ケアプ ラン点 検委員 会	略	略	略	略
伊勢市 高齢者 虐待防 止対策 委員会	略	略	略	略
伊勢市 地域福 祉計画 推進委 員会	略	略	略	略
伊勢市 災害義 援金配 分委員 会	略	略	略	略
伊勢市 老人ホ ーム入 所判定 委員会	略	略	略	略
伊勢市 避難行 動要支 援者避 難支援 対策会 議	略	略	略	略
伊勢市 新産業 創出支 援事業 審査委 員会	略	略	略	略
伊勢市 創業・ 移転促 進事業 審査委 員会	略	略	略	略
伊勢市 農村振				

興基本 計画策 定委員 会	略	略	略	略	興基本 計画策 定委員 会	略	略	略	略
伊勢市 農業振 興地域 整備促 進協議 会	略	略	略	略	伊勢市 農業振 興地域 整備促 進協議 会	略	略	略	略
伊勢市 地域計 画検討 委員会	農業経営 基盤強化 促進法 (昭和55 年法律第 65号)第 19条第1 項に規定 する地域 計画及び 今後の地 域の中心 となる経 営体の確 保、将来 の農地利 用の在り 方、経営 体と経営 体以外の 農業者を 含めた地 域農業の 在り方等 を定める 人・農地 プランに 関する事 項について の調査審 議に關す ること。	15 人 以 内	(1) 市 内の農 業者 (2) 伊 勢農協 同組合 の代表 者 (3) 土 改区代 表者 (4) 関 係行政 機関の 職員 (5) 伊 勢市農 業委員 会委員 (6) そ の市長 が要認 める者	1年	伊勢市 人・農 地プラン 検討 委員会	今後の地 域の中心 となる経 営体の確 保、将来 の農地利 用の在り 方、経営 体と経営 体以外の 農業者を 含めた地 域農業の 在り方等 を定める 人・農地 プランに 関する事 項について の調査審 議に關す ること。	15 人 以 内	(1) 市 内の農 業者 (2) 伊 勢農協 同組合 の代表 者 (3) 土 改区代 表者 (4) 関 係行政 機関の 職員 (5) 伊 勢市農 業委員 会委員 (6) そ の市長 が要認 める者	1年
伊勢市 地産地					伊勢市 地産地				

	消の店 認定委 員会	略	略	略	略		消の店 認定委 員会	略	略	略	略
	伊勢市 農業次 世代人 材投資 事業評 価会	略	略	略	略		伊勢市 農業次 世代人 材投資 事業評 価会	略	略	略	略
	伊勢市 観光振 興基本 計画推 進委員 会	略	略	略	略		伊勢市 観光振 興基本 計画推 進委員 会	略	略	略	略
	伊勢市 上下水 道事業 審議会	略	略	略	略		伊勢市 上下水 道事業 審議会	略	略	略	略
教育 委員 会	略	略	略	略	略	教育 委員 会	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
病院 事業 管理 者	略	略	略	略	略	病院 事業 管理 者	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
別表第2	略				別表第2	略					

議案第 74 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正に  
ついて

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年伊勢市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表第2の15の項中「による」を「第2条第1項第16号に規定する」に、「発電の用に供する」を「発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （説 明）

これは、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、風致地区内における行為につき、市長への通知を要する行為を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略 (通知行為)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる行為(別表第1に掲げる行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に通知することをもって足りる。</p> <p>第5条～第10条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 通知行為</p>	<p>第1条～第3条 略 (通知行為)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる行為(別表第1に掲げる行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に通知することをもって足りる。</p> <p>第5条～第10条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 通知行為</p>
<p>1～14 略</p> <p>15 <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。)</u>又は管理に係る行為</p> <p>16～37 略</p>	<p>1～14 略</p> <p>15 <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)</u>又は管理に係る行為</p> <p>16～37 略</p>
別表第3・別表第4 略	別表第3・別表第4 略

議案第 75 号

伊勢市火災予防条例の一部改正について

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、建築物等」を「建築物等」に改める。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第1項第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃以 燃料外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
			据置型 レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注		
		不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14kW 以下	80	0	—		0
				据置型 レンジ	21kW 以下	80	0	—		0

			ジ					
固 体 燃 料	不 木 炭 を 燃 料 と す る も の 燃 以 料 外	炭 火 焼 き 器	—	100	50	50	50	
	不 木 炭 を 燃 料 と す る も の 燃	炭 火 焼 き 器	—	80	30	—	30	
	上 記 に 分 類 さ れ な い も の	使 用 温 度 が 800℃ 以 上 の も の	—	250	200	300	200	
		使 用 温 度 が 300℃ 以 上 800℃ 未 満 の も の	—	150	100	200	100	
		使 用 温 度 が 300℃ 未 満 の も の	—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の伊勢市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備

等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

#### （説 明）

これは、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準の見直し、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離の見直し等を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 削除</p> <p>第2条 略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第3条の2～第10条の2 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 削除</p> <p>第2条 略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第3条の2～第10条の2 略</p>

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3)の3～(10) 略

2・3 略

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

第12条 略

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの)であって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(3)の2 キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3)の3～(10) 略

2・3 略

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

第12条 略

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことが

し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

第14条～第17条の3 略

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 略

(2)～(13) 略

2 略

第19条～第22条の2 略

第3節 火の使用に関する制限等

第23条～第28条 略

できる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

第14条～第17条の3 略

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 略

(2)～(13) 略

2 略

第19条～第22条の2 略

第3節 火の使用に関する制限等

第23条～第28条 略

<p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限</p> <p>第29条 略</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の7 略</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第30条～第32条 略</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第33条～第34条の2 略</p> <p>第3節 基準の特例</p> <p>第34条の3 略</p> <p>第5章 避難管理</p> <p>第35条～第42条 略</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>第42条の2・第42条の3 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第43条 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>2 略</p> <p>第45条～第48条 略</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第49条・第50条 略</p> <p>別表第1・別表第2 略</p> <p>別表第3(第3条、第18条関係) <u>別紙1</u></p> <p>別表第4～別表第8 略</p>	<p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限</p> <p>第29条 略</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の7 略</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第30条～第32条 略</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第33条～第34条の2 略</p> <p>第3節 基準の特例</p> <p>第34条の3 略</p> <p>第5章 避難管理</p> <p>第35条～第42条 略</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>第42条の2・第42条の3 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第43条 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>2 略</p> <p>第45条～第48条 略</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第49条・第50条 略</p> <p>別表第1・別表第2 略</p> <p>別表第3(第3条、第18条関係) <u>別紙2</u></p> <p>別表第4～別表第8 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類			離隔距離 (cm)					備考		
			入力	上方	側方	前方	後方			
炉	略	略	略	略	略	略	略			
		略	略	略	略	略	略			
		略	略	略	略	略	略			
	略	略	略	略	略	略	略			
		略	略	略	略	略	略			
		略	略	略	略	略	略			
ふろがま	略	略	略	略	略	略	略	略		
			略	略	略	略	略			
		略	略	略	略	略	略		略	
			略	略	略	略	略		略	
			略	略	略	略	略		略	
	略		略	略	略	略	略			
	略		略	略	略	略	略			
	略	略	略	略	略	略	略		略	
				略	略	略	略		略	
			略	略	略	略	略		略	略
				略	略	略	略		略	略
		略		略	略	略	略		略	
		略		略	略	略	略		略	
		略		略	略	略	略		略	
略	略		略	略	略	略	略			
	略		略	略	略	略	略			

	略				略	略	略	略	略					
温風暖房機	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略				
	略	略	略	略	略	略	略	略	略					
				略	略	略	略	略	略					
				略	略	略	略	略	略					
				略	略	略	略	略	略					
	略	略		略	略	略	略	略	略					
		略	略	略	略	略	略	略	略					
				略	略	略	略	略	略					
				略	略	略	略	略	略					
	略		略	略	略	略	略	略						
厨房設備	気体燃設料外	不開放式	組込型こんろ・グリル	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の隔離距離を示す。					
			付こんろ・グリドル付											
			こんろ、キャビネット											
			型こんろ・グリル付											
			こんろ・グリドル付											
			こんろ											
			据置型レンジ							21kW以下	100	15	15	15

燃	不開放式	組込型こん	14kW以下	80	0	—	0	
		ろ・グリル						
		付こんろ・						
		グリドル付						
		こんろ、キ						
		ャビネット						
		型こんろ・						
		グリル付こ						
		んろ・グリ						
		ドル付こん						
ろ								
		据置型レン	21kW以下	80	0	—	0	
		ジ						
固	不木炭を燃料	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
体	燃とするもの							
燃	以							
料	外							
		不木炭を燃料	炭火焼き器	—	80	30	—	30
		燃とするもの						
上	記に分類され	使用温度が	—	250	200	300	200	
		800℃以上						
		のもの						
ないもの		使用温度が	—	150	100	200	100	
		300℃以上						
		800℃未満						

				のもの							
				使用温度が		100	50	100	50		
				300℃未満							
				のもの							
ボ イ ラ ー	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
			略	略	略	略	略	略	略		
		略		略	略	略	略	略	略	略	
		略		略	略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	略	
	略		略	略	略	略	略	略	略	略	
	略		略	略	略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	略	
	略		略	略	略	略	略	略	略	略	
	略		略	略	略	略	略	略	略	略	
	ス ト	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	略	

一	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
		略	略	略		略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
略				略	略	略	略	略		
乾 燥 設 備	略	略		略	略	略	略	略	略	
		略		略	略	略	略	略	略	
	略			略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
簡 易 湯 沸 設 備	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	略	略
					略	略	略	略	略	略
	略				略	略	略	略	略	
	略	略	略		略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	
	略	略			略	略	略	略	略	略
			略	略		略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
					略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	略	
略					略	略	略	略		

	略	略		略	略	略	略	略	
		略	略		略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略	略	略
		略		略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略	略	略
		略		略	略	略	略	略	略
	略		略		略	略	略	略	略
		略	略		略	略	略	略	略
	給湯沸設備		略	略		略	略	略	略
		略		略	略	略	略	略	
略		略		略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	
略			略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	
略			略	略	略	略	略	略	
		略	略		略	略	略	略	略
略			略		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略	略	略	略
略				略	略	略	略	略	
略		略	略	略	略	略	略	略	
	略		略	略	略	略	略		

				略	略	略	略	略	略		
	略	略			略	略	略	略	略		
		略			略	略	略	略	略		
		略			略	略	略	略	略		
移動式 ストーブ	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略	略	略		略
				略	略	略	略	略	略		
	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
				略	略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略	略	略		
				略	略	略	略	略	略		
	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
				略	略	略	略	略	略		
				略	略	略	略	略	略		
					略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略	略	略		
					略	略	略	略	略		
			略	略	略	略	略	略	略		
					略	略	略	略	略		
略				略	略	略	略	略			

調 理 用 器 具	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略		
			略	略	略	略	略	略	略		略
					略	略	略	略	略		略
					略	略	略	略	略		略
					略	略	略	略	略		略
					略	略	略	略	略		略
	略	略	略	略	略	略	略	略			
				略	略	略	略	略	略		
			略	略	略	略	略	略	略		略
					略	略	略	略	略		略
					略	略	略	略	略		略
					略	略	略	略	略		略
	移 動 式 こ ん ろ	略	略			略	略	略	略		略
略			略	略	略	略	略				
略			略	略	略	略	略				
電 気 温 風 機	略	略			略	略	略	略	略		
		略			略	略	略	略			

電 氣 調 理 用 機 器	略	略	略	略	略	略	略	略	略			
					略	略	略	略				
					略	略	略	略				
				略	略	略	略	略				
					略	略	略	略				
					略	略	略	略				
			略	略	略	略	略	略		略	略	
							略	略		略	略	
			略	略	略	略	略	略		略	略	
							略	略		略	略	
			電 氣 天 火	略		略	略	略		略	略	略
				略				略		略	略	
	電 子 レ ン ジ	略	略	略	略	略	略	略		略		
		略	略			略	略	略			略	
電 氣	略	略	略	略	略	略	略	略				
		略			略	略	略					

ストーブ	略	略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	
電気乾燥器	略	略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	
電気乾燥機	略	略	略	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略	略	
電気温水器	略	略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類			離隔距離 (cm)					備考	
			入力	上方	側方	前方	後方		
炉	略	略	略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略		
	略	略	略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略		
ふろがま	略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略		略
			略	略	略	略	略		略
			略	略	略	略	略		略
	略		略	略	略	略	略		
	略		略	略	略	略	略		
	略	略	略	略	略	略	略		略
				略	略	略	略		略
			略	略	略	略	略		略
				略	略	略	略		略
		略		略	略	略	略		略
		略		略	略	略	略		略
		略		略	略	略	略		略
略	略		略	略	略	略			
	略		略	略	略	略			

	略				略	略	略	略	略	
温 風 暖 房 機	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
	略	略		略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
	略		略	略	略	略	略	略		
厨 房 設 備	気 体 燃 料 外	不 開 放 式	組 込 型 こ ん ろ ・ グ リ ル 付 こ ん ろ ・ グ リ ド ル 付 こ ん ろ 、 キ ャ ビ ネ ッ ト 型 こ ん ろ ・ グ リ ル 付 こ ん ろ ・ グ リ ド ル 付 こ ん ろ	14kW 以下	100	15	15	15	注：機 器本 体上 方の 側方 又は 後方 の離 隔距 離を 示す。	
				据 置 型 レ ン ジ	21kW 以下	100	15	15		15
							注			注

	燃	不開放式	組込型 こん	14kW 以下	80	0	—	0
			ろ・グリル					
			付 こんろ・					
			グリドル付					
			こんろ、キ					
			ャビネット					
			型 こんろ・					
			グリル付 こん					
			ろ・グリ					
			ドル付 こん					
ろ								
			据置型 レン	21kW 以下	80	0	—	0
			ジ					
		上記に分類され	使用温度が	—	250	200	300	200
		ないもの	800℃ 以上					
			のもの					
			使用温度が	—	150	100	200	100
			300℃ 以上					
			800℃ 未満					
			のもの					
			使用温度が	—	100	50	100	50
			300℃ 未満					
			のもの					
ボ イ		略	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略	略

ラ ー	略	略			略	略	略	略	略
		略			略	略	略	略	略
	略	略			略	略	略	略	略
		略	略		略	略	略	略	略
			略		略	略	略	略	略
		略	略		略	略	略	略	略
			略		略	略	略	略	略
		略			略	略	略	略	略
		略			略	略	略	略	略
		略	略		略	略	略	略	略
	略		略	略	略	略	略		
	略	略			略	略	略	略	略
		略			略	略	略	略	略
		略			略	略	略	略	略
		略			略	略	略	略	略
		略			略	略	略	略	略
略			略	略	略	略	略		
略			略	略	略	略	略		
略			略	略	略	略	略		
ス ト ー ブ	略	略	略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	

略

	略			略	略	略	略	略		
乾 燥 設 備	略	略	略	略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略	略		
	略		略	略	略	略	略	略		
			略	略	略	略	略	略		
簡 易 湯 沸 設 備	略	略	略	略	略	略	略	略		
			略	略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	
	略			略	略	略	略	略		
	略	略		略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	
	略			略	略	略	略	略		
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	
	略			略	略	略	略	略		
	略	略		略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略	
		略	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	略	略	
	略			略	略	略	略	略		

略	略		略	略	略	略	略	略
	略		略	略	略	略	略	略
給湯 湯 沸 設 備	略	略	略		略	略	略	略
			略		略	略	略	略
	略	略	略		略	略	略	略
			略	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略	略
	略	略	略		略	略	略	略
			略		略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略	略
	略	略		略	略	略	略	略
		略		略	略	略	略	略
略		略	略	略	略	略		
移 動	略	略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	略	略	

式 ス ト ー ブ	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
				略	略	略	略	略	略		
		略	略	略	略	略	略	略	略		略
					略	略	略	略	略		略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
					略	略	略	略	略		略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
						略	略	略	略		略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
						略	略	略	略		略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
						略	略	略	略		略
	略					略	略	略	略		略
	調 理 用 器 具	略	略	略	略	略	略	略	略		略
略						略	略	略	略	略	
略		略	略	略	略	略	略	略	略		
						略	略	略	略	略	略
略		略	略	略	略	略	略	略	略		
						略	略	略	略	略	略

略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略			
				略	略	略	略	略	略		略	略	
					略	略	略	略	略		略	略	
				略	略	略	略	略	略		略	略	略
						略	略	略	略		略	略	略
					略	略	略	略	略		略	略	略
						略	略	略	略		略	略	略
				移動式 こんろ	略	略		略	略		略	略	略
略		略	略			略	略	略					
電気 温風 機	略	略		略	略	略	略	略	略				
		略		略	略	略	略	略					
電気 調理 用 機	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略			
						略	略	略	略				
						略	略	略	略				
				略	略	略	略	略	略				
						略	略	略	略				
						略	略	略	略				

器 略			略	略	略	略	略	略		
				略	略	略	略			
			略	略	略	略	略		略	略
						略	略		略	略
			略	略	略	略	略		略	略
						略	略		略	略
	略	略	略	略	略	略	略			
				略	略	略	略			
	電 氣 天 火	略		略	略	略	略		略	
		略		略	略	略	略			
	電 子 レ ン ジ	略	略	略	略	略	略		略	
		略	略	略	略	略	略			
電 氣 ス ト ー ブ	略	略	略	略	略	略	略			
			略	略	略	略				
			略	略	略	略				
	略	略	略	略	略	略				
			略	略	略	略				
			略	略	略	略				
電 氣	略	略	略	略	略	略	略			

乾 燥 器	略	略	略	略	略	略	略	
電 氣 乾 燥 機	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	
電 氣 温 水 器	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

議案第 76 号

市道の路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

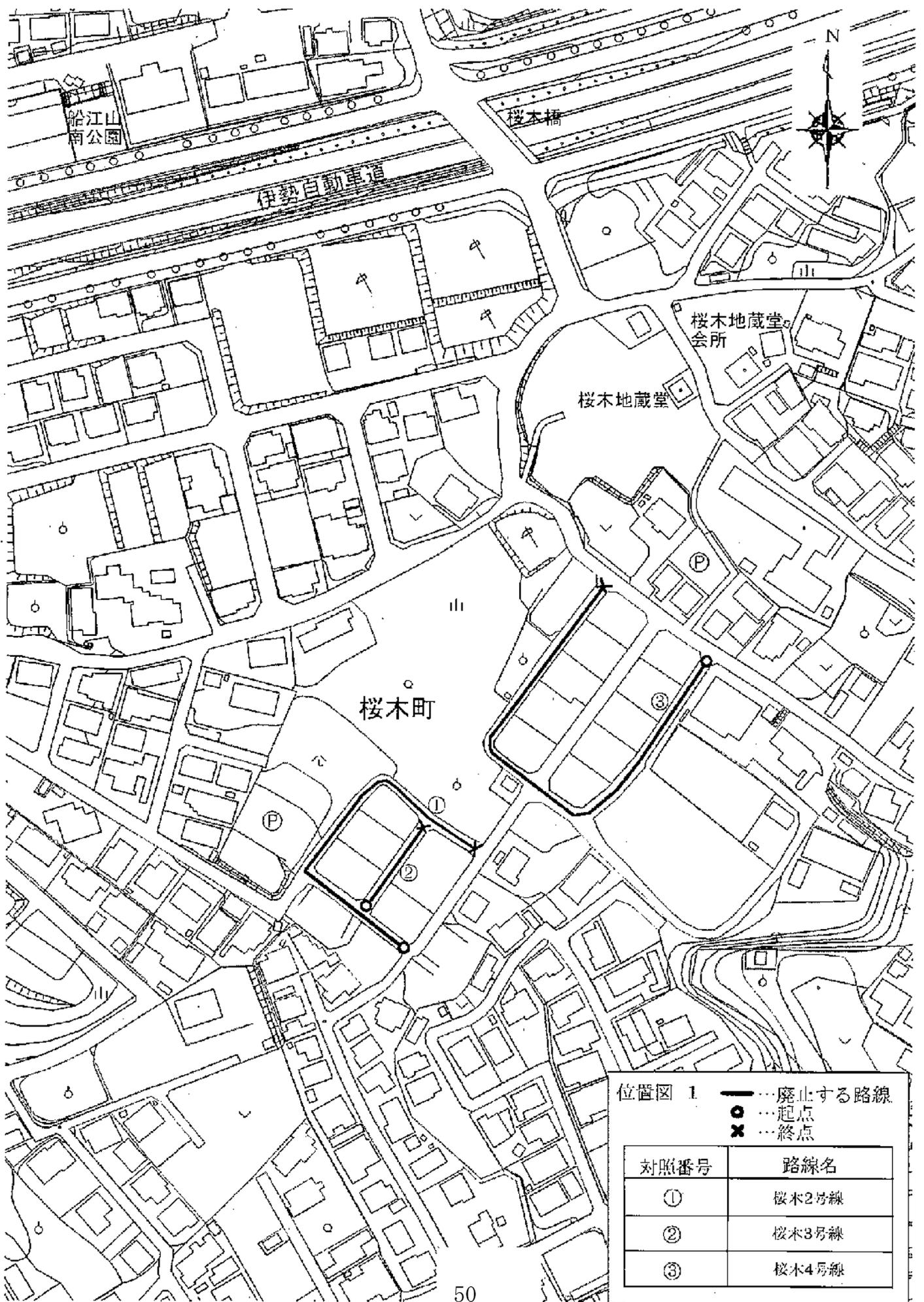
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	桜木 2 号線	桜木 1 号線		
			桜木 1 号線		
1	2	桜木 3 号線	桜木 2 号線		
			桜木 2 号線		
1	3	桜木 4 号線	桜木 5 号線		
			桜木 5 号線		

(説 明)

これは、市道の路線を廃止するにつき、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

- 廃止する路線
- 起点
- 終点

対照番号	路線名
①	桜木2号線
②	桜木3号線
③	桜木4号線

議案第 77 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

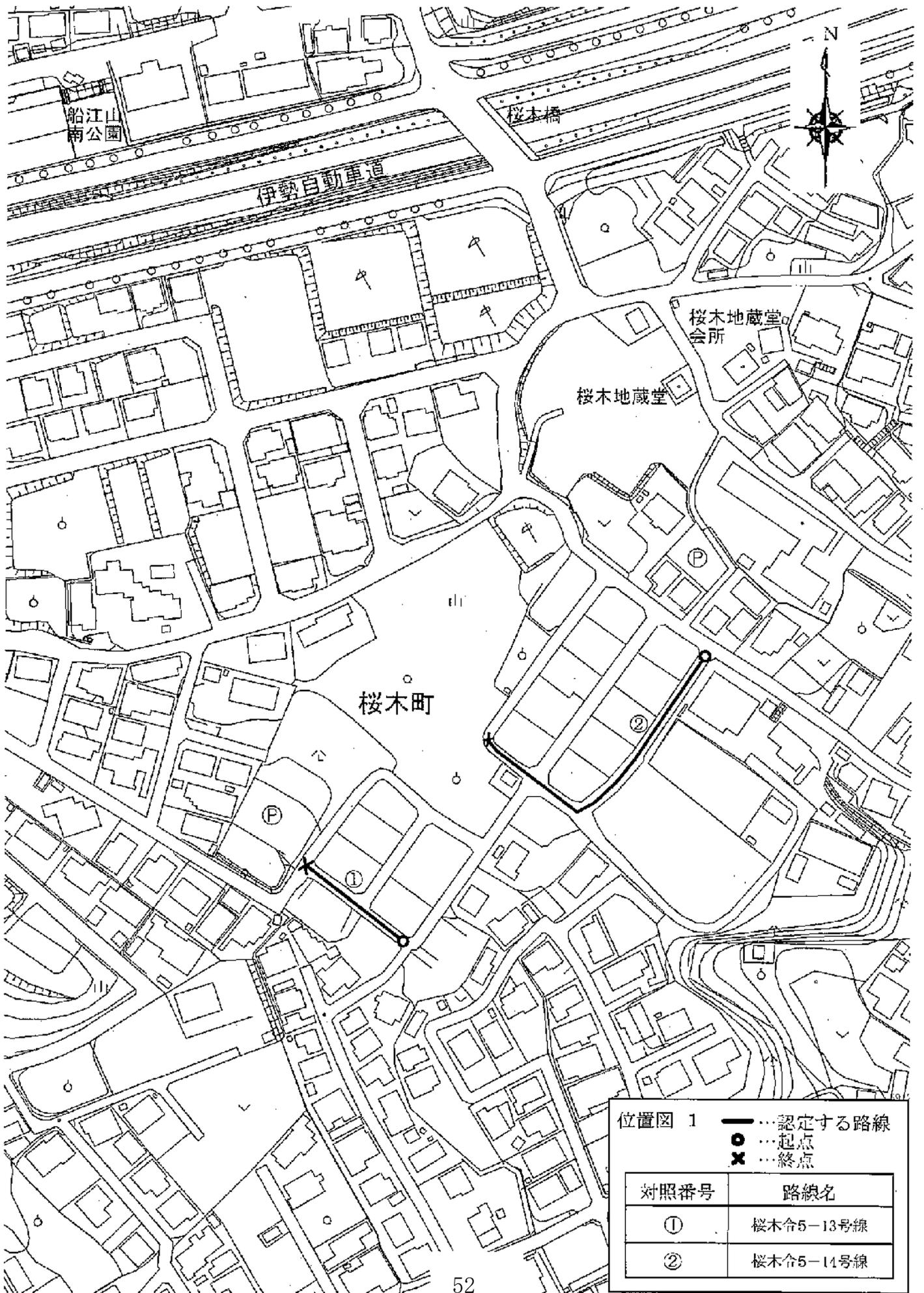
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	桜木令 5 - 13 号 線	桜木町字西裏 47 番地内		
			桜木町字西裏 46 番地内		
1	2	桜木令 5 - 14 号 線	桜木町字西裏 51 番地先		
			桜木町字西裏 42 番地内		

(説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	桜木合5-13号線
②	桜木合5-14号線

議案第 99 号

小型動力ポンプ付積載車の取得について

次のように小型動力ポンプ付積載車を買い入れるものとする。

令和 5 年 9 月 11 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する小型動力ポンプ付積載車  
小型動力ポンプ付積載車 2 台
- 2 契約の方法  
要件付一般競争入札
- 3 買入価格  
21,247,600 円
- 4 買入先  
伊勢市御薮町高向 595 番地 11  
株式会社山口商会 伊勢営業所  
営業所長 山口 幸久

(説 明)

これは、小型動力ポンプ付積載車を取得するにつき、伊勢市議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 入札結果調書

(参考)

開札日	令和5年9月5日
担当課	消防本部消防課
業種種別	消防車両
案件名	小型動力ポンプ付積載車
納品場所	伊勢市消防本部
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和6年12月25日
契約金額(税込み)	21,247,600円
予定価格(税抜き)	19,468,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	株式会社山口商会 伊勢営業所	19,316,000円	落札	
2	三重保安商事株式会社	19,400,000円		
3	株式会社モリタ東海 伊勢営業所	19,920,000円		予定価格超過

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

報告第9号

継続費の精算報告について

令和5年3月17日議案第10号をもって議決を経た二見地区小中学校整備事業に係る継続費精算報告書を、別紙のとおり調製したから報告する。

令和5年9月11日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説明)

これは、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものである。

令和4年度 伊勢市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支出済額
				年割額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国県支出金	地 方 債	その他		
				円	円	円	円	円	円
11 教育費	1 教育総務費	二見地区 小中整備 事業	令和3年度	974,532,000	0	974,500,000	0	32,000	424,110,000
			令和4年度	2,304,384,000	0	2,304,300,000	0	84,000	2,854,804,100
			計	3,278,916,000	0	3,278,800,000	0	116,000	3,278,914,100

実 績				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	比 較			
左 の 財 源 内 訳					左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	円	円	円	
0	424,100,000	0	10,000	550,422,000	0	550,400,000	0	22,000
0	2,854,700,000	0	104,100	△ 550,420,100	0	△ 550,400,000	0	△ 20,100
0	3,278,800,000	0	114,100	1,900	0	0	0	1,900

報告第 10 号

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

項 目	比率	上段：早期健全化基準
		下段：財政再生基準
実質赤字比率	—	11.77
		20.00
連結実質赤字比率	—	16.77
		30.00
実質公債費比率	4.8	25.0
		35.0
将来負担比率	—	350.0

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

## 【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{【繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額】}}{\text{標準財政規模}}$$

-
---

(単位: 千円)

【分子】	内 容	決算額等
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額	0
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額	0
事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額	0

(単位: 千円)

【分母】	内 容	決算額等
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	30,686,666

## 【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } [(A+B)-(C+D)]}{\text{標準財政規模}}$$

-

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等
A	一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額	0
B	公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の不足額の合計額	0
C	一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額	1,196,832
D	公営企業の特別会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額	5,268,401
<b>計 [(A+B)-(C+D)]</b> ※黒字の場合は「0」と表示		0

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	30,686,666

## 【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金【A】} + \text{準元利償還金【B】}) - (\text{特定財源【C】} + \text{基準財政需要額算入額【D】})}{\text{標準財政規模【E】} - \text{基準財政需要額算入額【D】}}$$

4.8%

の3カ年平均

(単位:千円)

【分子】	内 容	年度区分	決算額等
【A】元利償還金	一般会計等(普通会計)において支出した、地方債の元利償還金 (繰上償還及び借換債に係るものを除く。)	令和2年度	5,701,320
		令和3年度	5,591,824
		令和4年度	5,704,151
【B】準元利償還金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期一括償還地方債を、償還期間30年とする元金均等年賦償還した場合の1年当たりの元金償還金相当額</li> <li>・一般会計等から企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの</li> <li>・組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの</li> <li>・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの</li> <li>・一時借入金利子</li> </ul>	令和2年度	2,044,821
		令和3年度	2,024,767
		令和4年度	2,024,945
【C】特定財源	元利償還金・準元利償還金の償還に充てたと認められる財源 (都市計画税、住宅使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金)	令和2年度	1,116,011
		令和3年度	1,105,582
		令和4年度	1,000,402
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	令和2年度	5,486,495
		令和3年度	5,384,800
		令和4年度	5,311,810
計 (元利償還金【A】+準元利償還金【B】) - (特定財源【C】+基準財政需要額算入額【D】)		令和2年度	1,143,635
		令和3年度	1,126,209
		令和4年度	1,416,884

(単位:千円)

【分母】	内 容	年度区分	決算額等
【E】標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	令和2年度	30,607,782
		令和3年度	31,343,540
		令和4年度	30,686,666
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	令和2年度	5,486,495
		令和3年度	5,384,800
		令和4年度	5,311,810
計 標準財政規模【E】-基準財政需要額算入額【D】		令和2年度	25,121,287
		令和3年度	25,958,740
		令和4年度	25,374,856

実質公債費比率(単年度) = $\frac{(\text{【A】} + \text{【B】}) - (\text{【C】} + \text{【D】})}{(\text{【E】} - \text{【D】})}$	令和2年度	4.5%
	令和3年度	4.3%
	令和4年度	5.5%

## 【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額【A】} - \text{控除額【B】}}{\text{標準財政規模【C】} - \text{基準財政需要額算入額【D】}}$$

—

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等	
将来負担額【A】		98,302,188	
	①	一般会計等の地方債現在高	60,417,418
	②	債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)	0
	③	企業会計等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰出金見込額	30,555,837
	④	組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担金等見込額	471,787
	⑤	退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額	6,857,146
	⑥	設立法人の負債額等負担見込額	0
	⑦	連結実質赤字額	0
	⑧	組合等の連結実質赤字額に対する負担見込額	0
控除額【B】		102,656,311	
	a	充当可能基金額 (財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金)	18,945,697
	b	充当可能特定歳入見込額 (都市計画税、住宅使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金等)	21,687,790
	c	地方債現在高に係る地方交付税基準財政需要額算入額	62,022,824
<b>計 将来負担額【A】 - 控除額【B】</b> ※【A】-【B】 < 0 の場合は「0」と表示		0	

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
【C】標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	30,686,666
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	5,311,810
<b>計 標準財政規模【C】-基準財政需要額算入額【D】</b>		25,374,856

報告第 11 号

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

## 【資金不足比率】<法適用事業>

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金不足額(一般会計等の実質赤字に相当するもの)

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債【A】} + \text{算入地方債の現在高【B】} - \text{流動資産【C】}) - \text{解消可能資金不足額【D】}}{\text{事業規模【E】(営業収益-受託工事収益)}}$$

(料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの)

(単位:千円)

【分子】	内 容	病院事業	水道事業	下水道事業
【A】流動負債	流動負債の額から以下のものを除いた額 ・一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るもので、その支払い財源に充てるため翌年度に地方債を起こすこととしている額 ・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額	894,016	406,185	1,129,454
【B】算入地方債の現在高	建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高	0	0	0
【C】流動資産	流動資産の額から以下のものを除いた額 ・翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、決算年度に収入された部分に相当する額 ・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額	2,808,767	2,821,634	2,067,655
【A】+【B】-【C】	正数の場合・・・資金不足 負数の場合・・・資金剰余 (資金不足額を0とする。)	▲ 1,914,751	▲ 2,415,449	▲ 938,201
【D】解消可能資金不足額	減価償却費を上回る元金償還金が発生するなど、構造的に資金不足が発生し、将来に解消が見込まれる額 ・資金不足額(【A】+【B】-【C】>0)が発生する場合のみ算定			
<b>資金不足額 (【A】+【B】-【C】)-【D】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

【分母】	事業の規模【E】 (営業収益-受託工事収益)	病院事業	水道事業	下水道事業
		6,830,548	2,244,287	1,424,080

<b>資金不足比率</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
---------------	----------	----------	----------